

地方独立行政法人山梨県立病院機構における競争的資金等に関する
不正防止に係る基本方針について

平成29年3月24日
最高管理責任者決定

地方独立行政法人山梨県立病院機構における競争的資金等に係る不正防止対策の基本方針について、以下のとおりとする。

- 1 不正防止対策に当たって、研究者等の取るべき行動を明確にする。
- 2 不正防止対策に当たって、不正防止対策の実施責任の所在を明確にする。
- 3 不正防止対策に当たって、競争的資金等の運営および管理ならびにそれらに必要となるルールに関する研究者等へのコンプライアンス教育の実施体制を示す。
- 4 不正防止対策の実態を把握し、検証する体制を示す。
- 5 不正使用が判明した場合に、当該者に厳正な処分を行うと共に、不正使用を行った要因を把握し、再発防止へ向けた対策を講じるための具体的行動を明確にする。